

○厚生労働省令第六十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 この省令は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）以下「法」という。）第三十四条の八の二第二項の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定めるものとする。 2・3 (略)	(趣旨) 第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に 一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 二 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの 2・3 (略)

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。